

年金生活者支援給付金制度

■問合せ 国保年金課 ☎029-885-0340 (内) 116

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の方に年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象となる方

▶ 老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税である
- ・前年の年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

▶ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります。

- ・前年の所得額が約472万円以下である



**日本年金機構や厚生労働省を装った
不審な電話や案内にご注意ください！**

日本年金機構や厚生労働省から、□座番号をお聞きすることや、手数料等の金銭を求めることはありません。

請求手続き

▶ 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象となる方には、日本年金機構より9月上旬頃から、請求ができる旨のお知らせが送付されますので、同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に必要事項を記入してポストに投函してください。令和7年1月6日までに請求手続きが完了すると、令和6年10月分からさかのぼって受け取ることができます。ただし、お受け取りには審査があります。日本年金機構から封筒が届いた方も、年金生活者支援給付金が支給されない場合がありますので、ご注意ください。

▶ 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場国保年金課で請求手続きをしてください。

※すでに年金生活者支援給付金を受給中で、引き続き支給要件に該当する方は、手続きは不要です。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りの時は、お電話ください。

給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092 (ナビダイヤル)

年金給付金

検索

QRコード



(広告欄)

不動産 売買・賃貸・管理

すずなり

(株)鈴生ハウジング ☎0120-691-609

不動産売買、賃貸仲介、賃貸管理、
不動産買取、不動産コンサルティング

TK 東洋開発株式会社

不動産物件のお問い合わせは ☎029-886-9991
営業時間/9:30~17:30 定休日/土・日
〒300-0414 美浦村信太2627-1